平成２９年（フ）第２０号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1634番地の28
債務者　辻中みどり
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
大阪府岸和田市吉井町１丁目12番11号シャトーアビーナ102号
債務者　佐伯　光寛
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
高知市一宮中町３丁目２番４号　コーポ桜の宮206
債務者　小松　直央
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９４号
高知市瀬戸南町２丁目26番５号
債務者　安藤　　元
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９８号
高知市春野町内ノ谷314番地
債務者　門屋　智子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４３１５号
大阪市東成区大今里南４丁目４番17―501号、住民票上の住所大阪府岸和田市上野町西27番８―602号
債務者　里村　憲之
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４号
大阪市平野区平野西１丁目６番30号　カサデパーチェ102号
債務者　田中　一教
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ45―101号、前住所大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ29―406号
債務者　上田亜希子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９号
大阪市東成区大今里南４丁目17番26―618号
債務者　梅本　和夫
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２号
大阪府東大阪市森河内東２丁目11番14号シャトー新喜多　305
債務者　杉浦　雅雄
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４号
山形県西村山郡西川町大字睦合甲300番地１
債務者　古澤　裕樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
山形市桧町２丁目９番30号　ブリーズ桧Ｃ102号
債務者　大西　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2598番地の２　エクセレントハイツ２号館201号、住民票上の住所岐阜県揖斐郡池田町八幡2522番地の18
債務者　加野　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
三重県伊勢市小俣町明野541番地３　市営住宅19号
債務者　田村　隆宏
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
島根県出雲市湖陵町差海1056番地
債務者　原　　広美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１２７６号
さいたま市中央区本町東１丁目13番14号ピースファルハイツ203
債務者　小川さゆり
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５８号
埼玉県加須市外川445番地８、旧住所東京都墨田区堤通１丁目12番13―407号　日本経済新聞向島専売所
債務者　馬場　正昭
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係